## 信用保証委託契約変更契約書

年 月 日

## 兵庫県信用保証協会 御中



第1条 連帯保証人 は、債務者が貴協会との間で締結した 年 月 日 付信用保証委託契約(以下「原契約」という。)に基づき負担する一切の債務に対する保証債務を、 貴協会の承諾を得て免れます。

第2条 本契約に定める以外の事項については、原契約の各条項を適用します。

 記

 借入日
 年 月 日

 借入金額
 金

 金融機関

※印鑑証明書を添付してください。なお、個人の場合は「個人情報の取扱いに関する同意書」も必要です(未提出の場合)。

- (信用保証の委託) 第1条 表記の借入要項による借入(これによって生ずる債務を以下「借入金債務」といいます。)をするにあたって、貴協会に信用保証(以下「保証」といいます。)を委託します。 2. 前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基づいて行われるものと

  - を受託しる。。
    前項の保証は、貴協会と金融機関との間の取り決めに基づいて行われるものとします。
    表記の借入要項による借入に対する保証は、借入金債務の全部を保証する場合と、一定割合を保証(以下「割合保証」といいます。)する場合があり、割合保証の場合の保証割合は信用保証書に記載されたとおりとします。
    委託者なび保証人は、この契約の締結にあたり必要となる法律上の手続を経ていることを表明し、これを保証します。
    委託者は、保証人に対し、次の各号に掲げる事項に関する情報を提供したことを表明し、これを保証します。
    のまれた保証します。また、保証人は、委託者から当該情報の提供を受けたことを表明し、これを保証します。(1)委託者の財産および収支の状況(2) 責協会に対する本契約から生じる償還債務、信用保証料債務、延滞保証料債務、その他の債務(以下「本契約から生じる債務」と総称します。)以外に委託者が負担している債務の有無ならびにその額および履行状況(3)委託者が、本契約から生じる債務の担保として他に提供し、または提供しようとするものがあるときは、その旨およびその内容

- (信用保証料等) 第2条 委託者が前条第1項の委託により借入をするときは、その委託額に対し貴協会 所定の料率・方法により計算された額を信用保証料として貴協会に支払います。 2. 前項により支払いをした信用保証料は、違算の場合を除き、返戻を求めません。 3. 委託者が借入金債務の履行を怠ったときは、その延滞額に保証割合を乗じた額 に対し、延滞期間(この場合の延滞期間は、期限の利益そう失にかかわらず金 融機関所定の最終弁済期日の翌日を始期とする期間とします。)に応じ、年 3.65パーセントの割合をもって計算された額を、延滞保証料として貴協会に 支払います。この場合の計算方法は、年365日の日割計算とします。 4. 貴協会が第1項に定める信用保証料の分納を認めた場合であっても、貴協会の 保証にかかる借入について期限の利益をそう失したときは、信用保証料の残額 を即時に支払います。

- を即時に支払います。

  (反社会的勢力の排除)
  第3条 委託者または保証人は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を終過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標はうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」といいます。)(に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。
  (1)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  (2)暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
  (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者と認められる関係を有すること
  (4)暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  (5)役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有ることとを確約いたします。
  (1)暴力的な要求行為
  (2)法的な責任を超えた不当な要求行為
  (3)取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて貴協会の信用を毀損し、または貴協会の業務を妨害する行為
  (5)での他前各号に準ずる行為
  (5)との他前各号に準ずる行為

- (担保) 第4条 貴協会に差し入れた担保につき、その担保の全部または一部が滅失したとき、もしくは価格の下落等により担保価値に変動が生じたとき、または保証人の能力に著しい変動が生じたときは、直ちに増担保を差し入れ、または保証人を追加します。 貴協会に差し入れた担保は、必ずしも法定の手続によらず、一般に適当と認められる方法・時期・価格等により責協会において処分ができるものとします。金融機関から貴協会が譲渡を受けた担保または貴協会に移転した担保についても、前2項に準じて取り扱うことに同意します。

(求償権の事前行使)

- の事前行使) 委託者または保証人について、次の各号の事由が一つでも生じたときは、貴協会は第6条の代位弁済前に委託者および保証人に対し求償権を行使することができるものとします。 仮差押,強制執行もしくは担保権の実行としての競売の申立を受けたとき、仮登記担保権の実行通知が到達したとき、破産手続開始、民事再生手続開始、もしくは会社更生手続開始の申立があったとき、または清算に入ったとき。公和公課につき差押または保全差押を受けたとき。手形交換所または電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき。担保物件が滅失したとき。借入金債務の一部でも履行を遅滞したとき。住所変更の届出を怠るなど委託者または保証人の責めに帰すべき事由によって、貴協会に委託者または保証人の所在が不明となったことを、貴協会が知ったとき。

  - (8)
  - き。 暴力団員等もしくは第3条第1項各号のいずれかに該当し、もしくは同条第2項 各号のいずれかに該当する行為をし、または同条第1項の規定にもとづく表明・ 確約に関して虚偽の申告をしたことが判明したとき。 第9条第2項に基づいて委託者または保証人が貴協会に提出する財務状況や事業 内容を示す書類に重大な虚偽の内容があった場合等、本契約に違反したとき。 前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。 責協会が前項により求償権を行使する場合には、民法第461条に基づく抗弁権 を主張しません。借入金債務または第7条の償還債務について担保がある場合 にも同様とします。

- (代位弁済) 第6条 委託者が借入金債務の全部または一部の履行を遅滞したため、貴協会が金融機関から保証債務の履行を求められたときは、委託者および保証人に対して、通知・ 催告をしなくても弁済することができるものとします。 2. 貴協会の前項の弁済によって金融機関に代位する権利の行使に関しては、委託 者が金融機関との間に締結した契約のほか、なおこの契約の各条項が適用され るものとします。

(求償権の範囲) 第7条 貴協会が前条第1項の弁済をしたときは、貴協会に対して、その弁済額および これに対する弁済の日の翌日以後の年14パーセントの割合による損害金ならび に避けることのできなかった費用その他の損害を償還します。この場合の損害 金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

- 金の計算方法は、年365日の日割計算とします。

  (弁済の充当順序等)
  第8条 委託者または保証人の弁済した金額が、本契約から生じる債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、充当することができるものとします。
  2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務の全額を消滅されて表当することができるものとします。
  2. 委託者または保証人が、本契約から生じる債務に、委託者まに保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに保証人の弁済した金額が、貴協会に対するこれらの債務の全額を消滅させるに足りないときは、貴協会が適当と認める順序・方法により、いずれの信用保証委託契約から生じる債務にたし、弁済が債務を負担していないものを除き記表においたも売当することができるものとします。
  3. 本契約から生じる債務について表出を持ちに、委託者は同意したす。
  4. 本契約から生じる債務について、委託者、会託者の意思に反しないものととして、を表記者ままなは保証人の一人について消滅時効の更新、完成猶予、または時効の利益の放棄があったときは、すべての委託者および保証人に対しても、持協会と可とします。
  5. 委託者および保証人に対しても、持協会と可とします。
  4. 本契約が合まるの契約により、本契約からを自己を含みます。)
  5. 生じる債務(保証人が委託者と連帯して履行の責を負うものを含みます。)とよす。

(調査および報告) 第9条 委託者または保証人の名称、商号、代表者、住所等の事項について変更があったときは、直ちに書面によって届出し、貴協会の指示に従います。 2. 委託者(財務諸表等の用語・様式及び作成方法に関する規則(昭和38年大蔵省令第59号)に基づく関連会社および関係会社を含む)または保証人の財務状況や事業内容を示す税務申告決算書、定款等の写しについて、貴協会から請求が

- あったときは直ちに提出します。また、貴協会が金融機関に依頼して当該書類を受領するごとについて承諾します。前項のほか、財産、経営、業況等について貴協会から請求があったときは、直ちに報告し、また貴協会に対し帳簿閲覧等調査に必要な便益を提供しとます。前項の事項に重大な変動が生じたきままたは生じるおそれのある。自ちに貴協会に報告し、その指示に従います。協会が必要とするときは、貴協会を委託者または保証人の財産の調査について責協会が必要とするときは、豊協会を委託者または保証人の財産の調査に近ついて、市区町村の住民基本台帳(省略のよび受養を委託者または保証人の財産の調査を要認して、市の世科の住民基本台帳(省略のよび受護等のより、一定年の事業の事態を関係すること、あるいは固定資産課税台帳、土地・家庭総合名等等を関係することを委任します。貴協会が第7条の家債権につき、債権管理回収業に関する特別措置法(平成10年法律第126号)第2条第3項の規定に基づく債権回収会社(以下「何収会を委託といます。」にその回収を委託しているときは、当該信権といます。にその回収を委託し、当該に関いて、前項に掲げる手続を委任することを承託者または保証人の復代理人として、前項に掲げる手続を委任することを承託者ます。を記述のといまする。

- (成年後見人等の届出) 第10条 委託者または保証人について家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、成年後見人等の氏名その他必要な事項、および後見登記等に関する法律(平成11年法律第152号)(以下「後見登記法」といいます。)による登記によりなされた登記事項証明書等を添えて、貴協会に直ちに届出します。

  - 5.

(公正証書の作成) 第11条 貴協会の請求があるときは、この契約にかかる債務の履行につき、直ちに強制 執行に服する旨の陳述を記載した公正証書の作成に必要な一切の手続きをしま

表**坦)** 貴協会が第6条第1項の弁済によって取得した権利の保全もしくは行使または担 保の保全、行使もしくは処分に要した費用およびこの契約から生じた一切の費 用は、委託者の負担とし、貴協会の請求により直ちに貴協会に償還します。

(連帯保証人)

- (1)委託者が法人である場合のその理事、取締役、執行役またはこれらに準ずる者(2)委託者が法人である場合の次に掲げる者イ、委託者の総株主の議決権(株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を保会、以下同じ。)の過半数を有する者
  ロ 委託者の総株主の議決権の過半数を他の株式会社が有する場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を他の株式会社がよび当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を他の株式会社がよび当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が自る場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が自な場合における当該他の株式会社の総株主の議決権の過半数を有する者が自な場合における「は、に掲げる者に準する者との経株主の議決権の過半数を有する者を目れて場合といる。 三、株式会社以外の法人が委託者である場合におけるイ、口または八に掲げる者に準する者、記入を除く)と共同して事業を行う者または委託者が行う事業に現に誤りがありもしくは不正確であったことが判明した場合には、保証人は、関係を記述している委託者の配偶者に対している会託者の配偶者によりがありました。

(代位取得の手形等) 第14条 代位により金融機関から責協会に移転した手形または電子記録債権につき、その権利が消滅した場合にも、委託者および保証人の貴協会に対する償還債務には変動を生じないものとします。

(管轄裁判所の合意) 第15条 この契約に関する訴訟・和解および調停については、貴協会の本店(本所)または支店(支所)の所在地の裁判所を管轄裁判所とし、事物管轄については法律の規定によるほか、訴訟物の価額にかかわらず、その簡易裁判所も管轄裁判所とすることに合意します。

(契約の変更)

※と、 第1条第2項の取り決めについて、その変更がなされたときは、変更後の取り決めの内容が適用されるものとします。